

# 兵庫県公報

令和3年3月23日 火曜日 第192号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業の換地処分（農地整備課）	1
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	1
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	2
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 平成8年兵庫県告示第907号の4（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく温暖化防止配慮指針）の一部改正（温暖化対策課）	4
○ 平成18年兵庫県告示第963号（兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針）の一部改正（同）	6
○ 山崎都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	17
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	17
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正（会計課）	17
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（北播磨県民局）	18
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	18
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局）	18
<b>公 告</b>	
○ 落札者等の公示（管理課）	20
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	21
<b>病院局管理規程</b>	
○ 病院局中播磨及び西播磨地域医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程	21
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	22
○ 同 上	23
<b>教育長訓令</b>	
○ 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する訓令	24

## 告 示

### 兵庫県告示第292号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和3年3月9日県営土地改良事業（農地環境整備事業）安賀地区の換地処分をした。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三



### 兵庫県告示第293号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成29年兵庫県告示第300号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和3年4月4日限りで消滅する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

仮屋加入区

森加入区



**兵庫県告示第294号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和3年4月5日から発生する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

仮屋加入区

森加入区



**兵庫県告示第295号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
北淡 一宮町 五色町	さより船びき網漁業	別記1	5月20日から 11月30日まで	別記2	5トン未満	2隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月30日から同年4月30日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年5月20日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。

イ 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記1 操業区域

淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。



**兵庫県告示第296号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西播B	いわし揚繰網漁業	姫路市から赤穂市に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	5月20日から12月31日まで	別記	5トン以上15トン未満	2隻	定めなし
					15トン以上25トン未満	2隻	

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月30日から同年4月30日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年5月20日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 播磨灘航路第4号灯浮標から香川県東かがわ市引田鼻灯台を見通した線以南の区域においては操業してはならない。

イ 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

別記 推進機関の馬力数

350キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）75馬力以下



**兵庫県告示第297号**

平成8年兵庫県告示第907号の4（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく温暖化防止配慮指針）の一部を次のように改正し、令和3年3月23日から適用する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

別表1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底の項1から14までを次のように改める。

- 1 エネルギー使用設備の機器管理台帳、管理規定の整備とエネルギー使用量の把握
  - 2 環境マネジメントシステムの導入等、自主的な行動計画の策定と管理体制の整備、従業員への教育、環境情報の公開・提供
  - 3 二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用（排出係数の低い電気の利用等）
  - 4 原材料の変更による特定物質排出量の抑制
  - 5 工程の削減・連続化・効率化
  - 6 生産設備の省エネルギー機能の発揮のための当該生産設備の定期的な点検整備
    - (1) 燃焼設備における最適燃焼制御のための空気比等の点検整備
    - (2) 廃熱回収設備における温度等の点検整備
    - (3) 蒸気利用設備における蒸気圧等の点検整備
    - (4) 熱利用設備（加熱設備）における炉壁外面温度、炉圧等の点検整備
    - (5) 熱利用設備（熱源設備）における効率の把握及び圧力、冷温水温度等の点検整備
    - (6) 熱媒体の配管、継ぎ手、バルブ等の保温・断熱、スチームトラップの点検整備
    - (7) ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等の流体機器における圧力及び吐出量等の点検整備
    - (8) 電動応用設備、電気加熱設備等における稼働台数・時間や電気の損失を低減するための点検整備
    - (9) その他生産設備の点検整備
  - 7 空気調和設備等のエネルギー効率の良い運転手法の採用及び点検及び保守管理
    - (1) 空気調和設備の燃焼設備における最適燃焼制御のための空気比等の点検及び保守管理
    - (2) 空気調和設備の熱源設備における冷温水温度等の点検及び保守管理
    - (3) 蒸気利用設備における蒸気圧等の点検及び保守管理
    - (4) 熱媒体の配管、継ぎ手、バルブ等の保温・断熱の点検及び保守管理
    - (5) ポンプ、ファン等の流体機器における圧力及び吐出量等の点検及び保守管理
    - (6) その他の設備の点検及び保守管理
    - (7) 空気調和設備、熱源設備、換気設備の実態に応じた時間・区画を管理した運転手法の採用
    - (8) 外気導入量の適正化や外気温に応じた効率の良い運転手法の採用
    - (9) エレベーターの台数制御等利用状況に応じた運転手法の採用
    - (10) その他設備のエネルギー効率の良い運転手法の採用
  - 8 受変電設備・配電設備における点検及び保守管理（不要な変圧器等の停止及び台数制御など総合的な効率の向上や進相コンデンサの管理等）
  - 9 照明設備の照度、点灯時間等の点検及び保守管理
  - 10 発電設備及びコージェネレーション設備等における高効率運転のための点検及び保守管理
  - 11 エネルギー効率の良い事務用機器、業務用機器等の使用、点検及び保守管理
  - 12 工場エネルギー管理システム（FEMS）、ビルエネルギー管理システム（BEMS）の導入等によるエネルギーの総合的な管理と効率的な利用
  - 13 小集団活動等を通じた省エネルギー活動
    - (1) 県の呼びかける冷暖房温度を勘案した室内温度管理の適正化
    - (2) 昼休みの一斉消灯
    - (3) 会議室などの冷房機器の使用後の運転停止
  - 14 省エネ診断の受診及び対策の検討実施（ESCO事業者（エネルギーの使用の合理化に関する包括的なサービスを提供する者をいう。）等の活用を含む。）
- 別表1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底の項15を削り、同表2 製造設備又は事務所ビルの低炭素化の項1から9までを次のように改める。
- 1 非効率石炭火力発電の休廃止、又は二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーへの早期転換
  - 2 燃料転換（二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーを使用する設備の採用）

## 3 生産設備における省エネルギー型設備等の採用

- (1) 燃焼設備における最適燃焼制御装置や高効率ボイラー等の採用
- (2) 蒸気利用設備における必要に応じた高効率スチームドレンセパレータ等の採用
- (3) 熱利用設備（加熱設備）における熱伝達率、放射率、断熱性の向上のための設備の採用
- (4) 熱利用設備（熱源設備）における高効率ヒートポンプ式熱源設備等の採用
- (5) 断熱性能の高い配管、継ぎ手、バルブ等の採用及びエネルギー損失の少ない合理的な配置
- (6) 使用用途に適したポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等高効率流体機器の採用及びエネルギー損失の少ない合理的な配置
- (7) 高性能電気加熱設備や電気使用設備における高効率モータ及びインバーター制御装置等の採用
- (8) その他省エネルギー型機器の採用

## 4 廃熱を有効利用する設備の採用（リジェネレイティブ・バーナーやバイナリー発電等の採用）

## 5 空気調和設備等における省エネルギー型設備等の採用

- (1) 空気調和設備における最適制御装置等の採用
- (2) 空気調和設備の燃焼設備における最適燃焼制御装置や高効率ボイラー等の採用
- (3) 空気調和設備の熱源設備における高効率ヒートポンプ式熱源設備等の採用
- (4) 断熱性能の高い配管、継ぎ手、バルブ等の採用及びエネルギー損失の少ない合理的な配置
- (5) 使用用途に適したポンプ、ファン等高効率の流体機器等の採用及びエネルギー損失の少ない合理的な配置
- (6) 電気使用設備における高効率モータやインバーター制御装置等の採用
- (7) その他省エネルギー型機器の採用

## 6 地域冷暖房システム又は地域熱供給システムの利用

## 7 高効率給湯機器の採用

## 8 需要と将来動向にあった適正な受変電設備・配電設備の採用（高効率変圧器や進相コンデンサ等の採用）

## 9 LED（発光ダイオード）照明等高効率照明機器や人感センサー等の照明制御装置の採用

別表2 製造設備又は事務所ビルの低炭素化の項に次のように加える。

## 10 需要と将来動向にあった適正な種類・規模の発電設備及びコージェネレーションシステム、蓄熱システム、燃料電池等の採用

## 11 建築物等の断熱性能を高める省エネ改修及びZEB（ネットゼロ・エネルギー・ビル）化

## 12 木製品の有効活用、建築物の木質化

別表3 再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用の項1から3までを次のように改める。

- 1 太陽光発電、風力発電、バイオマスボイラーその他の再生可能エネルギー生産設備の設置等による利用
- 2 太陽光、風力、木質バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーを他者から受給して利用
- 3 工程から発生する副生ガス、廃棄物の焼却排熱、下水の熱その他の未利用エネルギーの利用

別表4 自動車等に関する対策（工場等の敷地外を走行する家用車（業務に使用するものに限る。）を含む。）の項1中「省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備」を「省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備、従業員への教育、環境情報の公開・提供」に改め、同項2中「低燃費車」を「プラグインハイブリッド自動車」に、「燃料電池車」を「燃料電池自動車」に改め、同項に次のように加える。

## 13 車両の燃料使用量等の把握

## 14 Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用（排出係数の低い電気や温室効果ガスの排出の少ない製造方法の水素の利用等）

別表5 荷主としての対策（貨物委託輸送におけるもの）の項1中「省エネ責任者の設置並びに社内研修体制の整備及びその要請」を「省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備、従業員への教育、環境情報の公開・提供の要請」に改め、同項4中「低燃費車」を「プラグインハイブリッド自動車」に、「燃料電池車」を「燃料電池自動車」に改め、同項に次のように加える。

## 13 車両の燃料使用量等の把握の要請

## 14 Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用（排出係数の低い電気や温室効果ガスの排出の少ない製造方法の水素の利用等）の要請

別表6 ハイドロフルオロカーボン等（特定物質のうち、二酸化炭素を除くガスに係るもの）の排出抑制の項1中「物質への転換若しくは当該物質の開発」を「物質（グリーン冷媒等）及び当該物質を用いる機器技術の開発・活用」に改め、同項3を次のように改める。

## 3 ハイドロフルオロカーボン等使用機器の漏えい防止のための点検及び保守管理

別表6 ハイドロフルオロカーボン等（特定物質のうち、二酸化炭素を除くガスに係るもの）の排出抑制の項に次のように加える。

4 廃棄物処理等によるメタン削減対策又は焼却施設等燃焼過程から排出される一酸化二窒素削減対策

別表8 県内のプロジェクトで創出されたクレジットの購入の項2及び3中「（グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。）」を削り、同表9 その他、緑化等の取組、県外・海外等における取組の項3中「再生可能エネルギーによる発電を目的とした「ひょうごグリーンエネルギー基金」を「豊かな森づくり活動」や「豊かな海づくり活動」など低炭素活動プロジェクトを実施する「ひょうごグリーンエネルギー・ブルーカーボン基金」に改め、同表に次の1項を加える。

10 脱炭素社会の実現に向けた取組	1 CO <sub>2</sub> フリー水素技術の開発・活用 2 CCU/カーボンリサイクル/バイオマスによる原料転換技術の開発・活用（生産活動から排出されるCO <sub>2</sub> を分離・回収して原料として再利用、光合成によりCO <sub>2</sub> を吸収したバイオマス資源を原燃料に利用する等） 3 CCS技術の開発・活用（生産活動から排出されるCO <sub>2</sub> を分離・回収して貯留） 4 その他脱炭素社会の実現に向けた革新的省エネルギー技術の開発・活用 5 再生可能エネルギーの利用に関するイニシアティブ等への参画 6 気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画 7 グリーンファイナンスの推進（TCFD提言による気候変動情報の開示等） 8 その他企業経営等における脱炭素化の促進
-------------------	--



兵庫県告示第298号

平成18年兵庫県告示第963号（兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針）の一部を次のように改正し、令和3年3月23日から適用する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

第2の2(1)中「とする。」の右に「あわせて、脱炭素社会を実現するための取組方針を定めるよう努めるものとする。」を加える。

第2の3(1)の表を次のように改める。

基準年度	区分
2013年度	2013年度時点で対象規模に達しており、排出量が把握できる場合は、原則として2013年度を基準年度とする。ただし、工場等の増設、使用する自動車の台数の増加等により2013年度と業態が大幅に変わっている場合は、当該増設等を行った翌年度を基準年度とする。
対象となった年度の前年度	2014年4月1日以後、工場等の新設又はエネルギー使用量若しくは使用する自動車の台数の増加により対象となったもの。

第2の4(1)中「設定する。」の右に「脱炭素社会を実現するための長期的な視点から、最大限に実現可能な目標を設定するように努めるものとする。」を加える。

第2の4(2)中「平成32年度」を「2030年度」に改める。

第2の4(3)を次のとおり改める。

(3) 総排出量による目標設定とし、総排出量が抑制されるように努めるものとする。

第2の5を次のとおり改める。

5 排出抑制措置の選定

排出抑制措置の選定にあたっては、次に留意して選定するものとする。

(1) 特定物質の排出状況、特定物質の排出抑制を行うための措置の現状、法令等の基準等を踏まえ、別表1又は別表2に掲げる区分ごとに、これらの表に掲げる排出抑制措置の内容を踏まえ、効果的かつ実現可能な排出抑制措置の内容を個別具体的に定めるものとする。この場合においては、排出抑制措置ごとに数量

的な目標を設定するよう努めるものとする。

- (2) 1号排出抑制計画又は3号排出計画には、可能な限り排出抑制措置の内容について漏れなく記載するものとする。
- (3) 非効率な石炭火力発電は休廃止、又は二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーへの早期転換を図るものとする。
- (4) 省エネルギーの取組に加え、再生可能エネルギーを利用することで、脱炭素社会を実現するための温室効果ガス排出抑制に取り組むように努めるものとする。
- (5) 別表1「4 自動車等に関する対策(工場等の敷地外を走行する自家用車(業務に使用するものに限る。))を含む。」における工場等の敷地外を走行する自家用車(業務に使用するものに限る。)については、5台以上を保有する特定事業者に限るものとする。

第2の6中「を参考に」を「により」に改める。

第2の7(1)中「エネルギーの種類別使用量、自動車の台数及び特定物質排出量の集計結果」を「特定物質排出量集計結果、再生可能エネルギー利用状況等」に改める。

第3の1中「作成し、知事に提出する」を「作成する」に改める。

第3の4中「を参考に」を「により」に改める。

第3の5(1)中「特定物質の排出量の集計結果」を「特定物質排出量集計結果、再生可能エネルギー利用状況等」に改める。

別表1の1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底の項1から14までを次のように改める。

- 1 エネルギー使用設備の機器管理台帳、管理規定の整備とエネルギー使用量の把握
- 2 環境マネジメントシステムの導入等、自主的な行動計画の策定と管理体制の整備、従業員への教育、環境情報の公開・提供
- 3 二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用(排出係数の低い電気の利用等)
- 4 原材料の変更による特定物質排出量の抑制
- 5 工程の削減・連続化・効率化
- 6 生産設備の省エネルギー機能の発揮のための当該生産設備の定期的な点検整備
  - (1) 燃焼設備における最適燃焼制御のための空気比等の点検整備
  - (2) 廃熱回収設備における温度等の点検整備
  - (3) 蒸気利用設備における蒸気圧等の点検整備
  - (4) 熱利用設備(加熱設備)における炉壁外面温度、炉圧等の点検整備
  - (5) 熱利用設備(熱源設備)における効率の把握及び圧力、冷温水温度等の点検整備
  - (6) 熱媒体の配管、継ぎ手、バルブ等の保温・断熱、スチームトラップの点検整備
  - (7) ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等の流体機器における圧力及び吐出量等の点検整備
  - (8) 電動応用設備、電気加熱設備等における稼働台数・時間や電気の損失を低減するための点検整備
  - (9) その他生産設備の点検整備
- 7 空気調和設備等のエネルギー効率の良い運転手法の採用及び点検及び保守管理
  - (1) 空気調和設備の燃焼設備における最適燃焼制御のための空気比等の点検及び保守管理
  - (2) 空気調和設備の熱源設備における冷温水温度等の点検及び保守管理
  - (3) 蒸気利用設備における蒸気圧等の点検及び保守管理
  - (4) 熱媒体の配管、継ぎ手、バルブ等の保温・断熱の点検及び保守管理
  - (5) ポンプ、ファン等の流体機器における圧力及び吐出量等の点検及び保守管理
  - (6) その他の設備の点検及び保守管理
  - (7) 空気調和設備、熱源設備、換気設備の実態に応じた時間・区画を管理した運転手法の採用
  - (8) 外気導入量の適正化や外気温に応じた効率の良い運転手法の採用
  - (9) エレベーターの台数制御等利用状況に応じた運転手法の採用
  - (10) その他設備のエネルギー効率の良い運転手法の採用
- 8 受変電設備・配電設備における点検及び保守管理(不要な変圧器等の停止及び台数制御など総合的な効率の向上や進相コンデンサの管理等)
- 9 照明設備の照度、点灯時間等の点検及び保守管理
- 10 発電設備及びコージェネレーション設備等における高効率運転のための点検及び保守管理
- 11 エネルギー効率の良い事務用機器、業務用機器等の使用、点検及び保守管理

- 12 工場エネルギー管理システム（FEMS）、ビルエネルギー管理システム（BEMS）の導入等によるエネルギーの総合的な管理と効率的な利用
- 13 小集団活動等を通じた省エネルギー活動
- (1) 県の呼びかける冷暖房温度を勘案した室内温度管理の適正化
  - (2) 昼休みの一斉消灯
  - (3) 会議室などの冷房機器の使用後の運転停止
- 14 省エネ診断の受診及び対策の検討実施（ESCO事業者（エネルギーの使用の合理化に関する包括的なサービスを提供する者をいう。）等の活用を含む。）
- 別表1の1 省エネルギー等低炭素型事業活動の徹底の項15を削り、同表の2 製造設備又は事務所ビルの低炭素化の項1から9までを次のように改める。
- 1 非効率石炭火力発電の休廃止、又は二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーへの早期転換
  - 2 燃料転換（二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーを使用する設備の採用）
  - 3 生産設備における省エネルギー型設備等の採用
    - (1) 燃焼設備における最適燃焼制御装置や高効率ボイラー等の採用
    - (2) 蒸気利用設備における必要に応じた高効率スチームドレンセパレータ等の採用
    - (3) 熱利用設備（加熱設備）における熱伝達率、放射率、断熱性の向上のための設備の採用
    - (4) 熱利用設備（熱源設備）における高効率ヒートポンプ式熱源設備等の採用
    - (5) 断熱性能の高い配管、継ぎ手、バルブ等の採用及びエネルギー損失の少ない合理的な配置
    - (6) 使用用途に適したポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等高効率流体機器の採用及びエネルギー損失の少ない合理的な配置
    - (7) 高性能電気加熱設備や電気使用設備における高効率モータ及びインバーター制御装置等の採用
    - (8) その他省エネルギー型機器の採用
  - 4 廃熱を有効利用する設備の採用（リジェネレイティブ・バーナーやバイナリー発電等の採用）
  - 5 空気調和設備等における省エネルギー型設備等の採用
    - (1) 空気調和設備における最適制御装置等の採用
    - (2) 空気調和設備の燃焼設備における最適燃焼制御装置や高効率ボイラー等の採用
    - (3) 空気調和設備の熱源設備における高効率ヒートポンプ式熱源設備等の採用
    - (4) 断熱性能の高い配管、継ぎ手、バルブ等の採用及びエネルギー損失の少ない合理的な配置
    - (5) 使用用途に適したポンプ、ファン等高効率の流体機器等の採用及びエネルギー損失の少ない合理的な配置
    - (6) 電気使用設備における高効率モータやインバーター制御装置等の採用
    - (7) その他省エネルギー型機器の採用
  - 6 地域冷暖房システム又は地域熱供給システムの利用
  - 7 高効率給湯機器の採用
  - 8 需要と将来動向にあった適正な受変電設備・配電設備の採用（高効率変圧器や進相コンデンサ等の採用）
  - 9 LED（発光ダイオード）照明等高効率照明機器や人感センサー等の照明制御装置の採用
- 別表1の2 製造設備又は事務所ビルの低炭素化の項に次のように加える。
- 10 需要と将来動向にあった適正な種類・規模の発電設備及びコージェネレーションシステム、蓄熱システム、燃料電池等の採用
- 11 建築物等の断熱性能を高める省エネ改修及びZEB（ネットゼロ・エネルギー・ビル）化
- 12 木製品の有効活用、建築物の木質化
- 別表1の3 再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用の項1から3までを次のように改める。
- 1 太陽光発電、風力発電、バイオマスボイラーその他の再生可能エネルギー生産設備の設置等による利用
  - 2 太陽光、風力、木質バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーを他者から受給して利用
  - 3 工程から発生する副生ガス、廃棄物の焼却排熱、下水の熱その他の未利用エネルギーの利用
- 別表1の4 自動車等に関する対策（工場等の敷地外を走行する自家用車（業務に使用するものに限る。）を含む。）の項1中「省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備」を「省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備、従業員への教育、環境情報の公開・提供」に改め、同項2中「低燃費車」を「プラグインハイブリッド自動車」に、「燃料電池車」を「燃料電池自動車」に改め、同項に次のように加える。
- 13 車両の燃料使用量等の把握
- 14 Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用（排出係数の低い電気や温



室効果ガスの排出の少ない製造方法の水素の利用等)

別表1の5 荷主としての対策(貨物委託輸送におけるもの)の項1中「省エネ責任者の設置並びに社内研修体制の整備及びその要請」を「省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備、従業員への教育、環境情報の公開・提供の要請」に改め、同項4中「低燃費車」を「プラグインハイブリッド自動車」に、「燃料電池車」を「燃料電池自動車」に改め、同項に次のように加える。

13 車両の燃料使用量等の把握の要請

14 Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用(排出係数の低い電気や温室効果ガスの排出の少ない製造方法の水素の利用等)の要請

別表1の6 ハイドロフルオロカーボン等(特定物質のうち、二酸化炭素を除くガスに係るもの)の排出抑制の項1中「物質への転換若しくは当該物質の開発」を「物質(グリーン冷媒等)及び当該物質を用いる機器技術の開発・活用」に改め、同項3を次のように改める。

3 ハイドロフルオロカーボン等使用機器の漏えい防止のための点検及び保守管理

別表1の6 ハイドロフルオロカーボン等(特定物質のうち、二酸化炭素を除くガスに係るもの)の排出抑制の項に次のように加える。

4 廃棄物処理等によるメタン削減対策又は焼却施設等燃焼過程から排出される一酸化二窒素削減対策

別表1の8 県内のプロジェクトで創出されたクレジットの項2中「(グリーンエネルギー認証センターの認証を受けた者に限る。以下同じ。)」を削り、「一般電気事業者」を「電気事業者」に改め、同項3中「(グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたものに限る。以下同じ。)」を削り、同表の9 その他、緑化等の取組、県外・海外等における取組で特に報告したいものの項3中「再生可能エネルギーによる発電を目的とした「ひょうごグリーンエネルギー基金」を「豊かな森づくり活動」や「豊かな海づくり活動」など低炭素活動プロジェクトを実施する「ひょうごグリーンエネルギー・ブルーカーボン基金」に改め、同表に次の1項を加える。

10 脱炭素社会の実現に向けた取組	1 CO <sub>2</sub> フリー水素技術の開発・活用 2 CCU/カーボンリサイクル/バイオマスによる原料転換技術の開発・活用(生産活動から排出されるCO <sub>2</sub> を分離・回収して原料として再利用、光合成によりCO <sub>2</sub> を吸収したバイオマス資源を原燃料に利用する等) 3 CCS技術の開発・活用(生産活動から排出されるCO <sub>2</sub> を分離・回収して貯留) 4 その他脱炭素社会の実現に向けた革新的省エネルギー技術の開発・活用 5 再生可能エネルギーの利用に関するイニシアティブ等への参画 6 気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画 7 グリーンファイナンスの推進(TCFD提言による気候変動情報の開示等) 8 その他企業経営等における脱炭素化の促進
-------------------	--

別表2の1 自動車運送事業に関する対策の項1中「整備」の右に「、従業員への教育、環境情報の公開・提供」を加え、同項2中「低燃費車」を「プラグインハイブリッド自動車」に、「燃料電池車」を「燃料電池自動車」に改め、同項に次のように加える。

12 車両の燃料使用量等の把握

13 Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの採用(排出係数の低い電気や温室効果ガスの排出の少ない製造方法の水素の利用等)

別表2の2 県内のプロジェクトで創出されたクレジットの項及び3 その他、緑化等の取組、県外・海外等における取組で特に報告したいものの項を次のように改める。

2 再生可能エネルギーの利用	1 太陽光発電、風力発電、バイオマスボイラーその他の再生可能エネルギー生産設備の設置等による利用 2 太陽光、風力、木質バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーを他者から受給して利用
3 ハイドロフルオロカーボ	1 地球温暖化係数が低い物質への転換又は特定物質に該当しない物質(グリーン冷媒等)及び当該物質を用いる機器技術の開発・活用

<p>ン等(特定物質のうち、二酸化炭素を除くガスに係るもの)の排出抑制</p>	<p>2 ハイドロフルオロカーボン等の容器への充てん時・製品への封入時等の漏えい防止の徹底、ハイドロフルオロカーボン等使用機器からの冷媒等の回収又は代替物質使用機器の使用優先</p> <p>3 ハイドロフルオロカーボン等使用機器の漏えい防止のための点検及び保守管理</p>
---	--

別表2に次の4項を加える。

<p>4 廃棄物の排出抑制・再利用</p>	<p>1 使い捨て製品から再使用可能な製品への転換及び再生品の採用</p> <p>2 分別回収品目の拡大</p> <p>3 廃棄物のリサイクル</p>
<p>5 県内のプロジェクトで創出されたクレジット</p>	<p>1 国内における地球温暖化の排出削減・吸収量認証制度により兵庫県内で創出されたJ-クレジット等の購入</p> <p>2 兵庫県内で創出されたグリーン電力証書の購入 ただし、報告書に算入する際には、電気事業者から供給された電気の使用による二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出削減量とする。</p> <p>3 兵庫県内で創出されたグリーン熱証書の購入 ただし、報告書に算入する際には、当該熱量に二酸化炭素排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の削減量とする。</p> <p>4 1から3までにおいて、クレジット取得量を報告書に記載する場合は、当該年度において償却した量を記載するものとする。</p> <p>5 事業所内において1から3までのクレジットを創出し、他の事業者等に当該クレジットを移転したときは、移転した年度の排出量としてクレジットを二酸化炭素量に換算した量を加算するものとする。</p>
<p>6 その他、緑化等の取組、県外・海外等における取組で特に報告したいもの</p>	<p>1 事業所における樹木等による緑化</p> <p>2 兵庫県内における樹木等による緑化、森林保全等の取組</p> <p>3 「豊かな森づくり活動」や「豊かな海づくり活動」など低炭素活動プロジェクトを実施する「ひょうごグリーンエネルギー・ブルーカーボン基金」(事務局：公益財団法人ひょうご環境創造協会)への寄附</p> <p>4 低炭素社会実行計画等に基づく全社としての目標に対する達成状況</p> <p>5 環境に配慮した製品の開発や販売、環境に配慮した商品等の購入(グリーン購入)</p> <p>6 その他、特に報告したい地球温暖化対策(県外又は海外における二国間クレジットの取得等を含む。)</p>
<p>7 脱炭素社会の実現に向けた取組</p>	<p>1 Well to Wheelの観点からトータルのCO<sub>2</sub>排出量の削減方針の明確化</p> <p>2 商用車(バス・トラック等)における電動化技術及び内燃機関の環境技術の開発・活用</p> <p>3 商用車(バス・トラック等)における燃料電池自動車及びCO<sub>2</sub>フリー水素技術の開発・活用</p> <p>4 CCU/カーボンリサイクル/バイオマスによるバイオ燃料や代替燃料の開発・活用</p> <p>5 ICT技術を活用したエコドライブ支援システムの開発・活用</p> <p>6 Mobility as a Service (Maas) などのモビリティサービスの開発・活用</p> <p>7 再生可能エネルギーの利用に関するイニシアティブ等への参画</p> <p>8 気候変動対策に取り組む国際的イニシアティブ等への参画</p> <p>9 グリーンファイナンスの推進(TCFD提言による気候変動情報の開示等)</p> <p>10 その他企業経営等における脱炭素化の促進</p>

様式第1号中「: エネルギー使用量(原油換算)年間1,500kL以上等の工場等用」を削り、同様式別紙4(1)中

「平成32年度」を「目標（ ）年度」に改め、同様式別紙6(2)①中

「

燃料の種類	年間使用量 (概算)	排出係数	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
ガソリン	kL		
軽油	kL		
LPG	kg		
その他 ( )			
合計			

」

を

「

燃料の種類	年間使用量 (概算)	排出係数	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
ガソリン	kL		
軽油	kL		
LPG	kg		
CNG (天然ガス)	m <sup>3</sup>		
電気	kWh		
その他 ( )			
合計			

」

に改め、同様式別紙6(3)中の「平成32年度まで」を「目標 年度まで」に、「低燃費車」を「プラグインハイブリッド自動車」に、「燃料電池車」を「燃料電池自動車」に、

「

⑫ その他 ( )	
--------------	--

」

を

「

⑫ 車両の燃料使用量等の把握	
⑬ Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出量の低いエネルギーの採用	
⑭ その他 ( )	

」

に改め、同様式別紙7中「平成32年度まで」を「目標 年度まで」に、「平成32年度の見込み」を「目標： 年度の見込み」に、「省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備」を「省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備等」に、「省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備の要請」を「省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備等の要請」に、「低燃費車」を「プラグインハイブリッド自動車」に、「燃料電池車」を「燃料電池自動車」に、

「

⑫ その他 ( )	
--------------	--

」

を

「

⑫ 車両の燃料使用量等の把握の要請	
⑬ Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出量の低いエネルギーの採用の要請	
⑭ その他 ( )	

」

に改める。

様式第2号中の「: エネルギー使用量(原油換算)年間500kL以上1,500kL未満の工場等用」を削り、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年度までに」を「目標年度まで」に、「平成 年度」を「 年度」に改める。

様式第3号中「: 自動車運送事業者用」を削り、同様式別紙4(1)中「平成32年度」を「目標( )年度」に改める。

様式第4号中

「

県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等	(単位: t-CO <sub>2</sub> (CO <sub>2</sub> 換算量))		
	基準年度(実績) (平成 年度)	現況(実績) (平成 年度)	目標年度(計画) (平成 年度)

」

を

「

県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等	(単位: t-CO <sub>2</sub> (CO <sub>2</sub> 換算量)) (原単位: )			
		基準年度(実績) ( 年度)	現況(実績) ( 年度)	目標年度(計画) ( 年度)
	抑制量			
	抑制率			
	原単位			
抑制率				

」

に、

「

社会貢献活動等	
---------	--

」

を

社会貢献活動等	
気候変動対策に取り組むイニシアティブ等への参画状況	

に改める。

様式第5号中「：エネルギー使用量(原油換算)年間1,500kL以上等の工場等用」を削り、同様式別紙2(1)中「平成32年度」を「目標( )年度」に改め、同様式別紙2(2)中

(二酸化炭素換算 t-CO<sub>2</sub>)

クレジット種	基準年度 排出量 (年度)	クレジット償却量 (年度)	平成32年度	
			抑制目標量	達成率(%)
	(a)	(b)	(c)	
J-クレジット等				
グリーン電力証書				
グリーン熱証書				
合計(B)				
差し引き後排出量(A)-(B)				

を  
「

(二酸化炭素換算量t-CO<sub>2</sub>)

クレジット種	基準年度 排出量 (年度)	クレジット 償却量 (年度)	目標( )年度		参考	
			抑制目標量	達成率(%)	償却量	単位
	(a)	(b)	(c)			
J-クレジット等	再エネ電気由来					MWh
	再エネ熱由来					GJ
	省エネ由来・森林由来					t-CO <sub>2</sub>
グリーン電力証書						MWh
グリーン熱証書						GJ
合計(B)						
差し引き後排出量(A)-(B)						

に改め、同様式別紙3(2)①中

「

	年間使用量 (概算)	排出係数	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
ガソリン	kL		
軽油	kL		
LPG	kg		
その他( )			
合計			

」

を

「

	年間使用量 (概算)	排出係数	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
ガソリン	kL		
軽油	kL		
LPG	kg		
CNG (天然ガス)	m <sup>3</sup>		
電気	kWh		
その他( )			
合計			

」

に改め、同様式別紙3(3)中「低燃費車」を「プラグインハイブリッド自動車」に、「燃料電池車」を「燃料電池自動車」に、

「

⑫ その他 ( )			
--------------	--	--	--

」

を

「

⑫ 車両の燃料使用量等の把握			
⑬ Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出量の低いエネルギーの採用			
⑭ その他 ( )			

」

に改め、同様式別紙4中「平成32年度の見込み」を「目標： 年度の見込み」に、「省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備」を「省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備等」に、「省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備の要請」を「省エネ責任者の設置、社内研修体制の整備等の要請」に、「低燃費車」を「プラグインハイブリッド自動車」に、「燃料電池車」を「燃料電池自動車」に、

「

⑫ その他 ( )			
--------------	--	--	--

」

を  
「

⑫ 車両の燃料使用量等の把握の要請			
⑬ Well to Wheelの観点における二酸化炭素排出量の低いエネルギーの採用の要請			
⑭ その他 ( )			

」

に改める。

様式第6号中「: エネルギー使用量(原油換算)年間500kL以上1,500kL未満の工場等用」及び「平成」を削る。

様式第7号中「: 自動車運送事業者用」を削り、同様式別紙2(1)中の「平成32年度」を「目標( )年度」に改め、同様式別紙2(2)中

「 (二酸化炭素換算 t-CO<sub>2</sub>)

クレジット種	基準年度 排出量 ( 年度)	クレジット償却量 ( 年度)	平成32年度	
			抑制目標量	達成率 (%)
	(a)	(b)	(c)	
J-クレジット等				
グリーン電力証書				
グリーン熱証書				
合計(B)				
差し引き後排出量(A)-(B)				

」

を  
「

(二酸化炭素換算 t-CO<sub>2</sub>)

クレジット種	基準年度 排出量 ( 年度)	クレジット 償却量 ( 年 度)	目標( )年度		参考	
			抑制目標量	達成率 (%)	償却量	単位
	(a)	(b)	(c)			

J-クレジット等	再エネ電気由来				MWh
	再エネ熱由来				GJ
	省エネ由来・森林由来				t-CO <sub>2</sub>
	グリーン電力証書				MWh
	グリーン熱証書				GJ
	合計 (B)				
	差し引き後排出量 (A)-(B)				

に改める。

様式第8号中

「

県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等	(単位：t-CO <sub>2</sub> (CO <sub>2</sub> 換算量) )		
	基準年度 (実績) (平成 年度)	現況 (実績) (平成 年度)	目標年度 (計画) (平成 年度)

を

「

県内対象工場等の温室効果ガスの合計排出量等	(単位：t-CO <sub>2</sub> (CO <sub>2</sub> 換算量) ) (原単位： )			
		基準年度 (実績) ( 年度)	現況 (実績) ( 年度)	目標年度 (計画) ( 年度)
	排出量			
	抑制率			
	原単位			
	抑制率			

に、

「

社会貢献活動等	
---------	--

を



社会貢献活動等	
気候変動対策に取り組むイニシアティブ等への参画状況	

に改める。



**兵庫県告示第299号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
宍粟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
山崎都市計画下水道事業山崎町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和54年11月20日から平成33年3月31日まで  
変更後 昭和54年11月20日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第300号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、太子町JR網干駅西南土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
組 合 の 名 称 太子町JR網干駅西南土地区画整理組合  
事務所の所在地 揖保郡太子町東南51番地1  
設立認可の年月日 平成24年11月6日
- 2 変更認可の年月日  
令和3年3月23日



**兵庫県告示第301号**

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 「中央こども家庭センター  
尼崎こども家庭センター  
西宮こども家庭センター  
川西こども家庭センター」  
を  
中央こども家庭センター  
西宮こども家庭センター  
川西こども家庭センター  
加東こども家庭センター」
- 1 中 西宮こども家庭センター を 西宮こども家庭センター に改める。

兵庫県告示第302号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年3月23日

北播磨県民局長 上田 賢一

- 1 指定する貯水施設の所在地  
加西市田谷町字合楽771
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
田谷町地区	加西市田谷町705

- 3 指定する理由  
加西市田谷町地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第303号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年3月23日

北播磨県民局長 上田 賢一

- 1 指定する貯水施設の所在地  
加西市油谷町字中谷345、346
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
田谷町地区	加西市田谷町705

- 3 指定する理由  
加西市田谷町地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第304号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年3月23日

北播磨県民局長 上田 賢一

- 1 指定する貯水施設の所在地  
加西市国正町字ソノカチ120
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
田谷町地区	加西市田谷町705

- 3 指定する理由  
加西市田谷町地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第305号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県以外の都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分		制限措置						
		漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
1	鳥取県 島根県 京都府 10トン未満船	小型いか釣り漁業	兵庫県日本海海面	5月1日から翌年4月30日まで	定めなし	5トン以上10トン未満	3隻	別記のとおり

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月23日から令和3年4月12日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年5月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和4年4月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる条件を付することがある。

ア 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別記様式第2号の標旗を掲げなければならない。

イ 集魚に使用する光力の制限は別表のとおりとする。

ウ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。

別記 漁業を営む者の資格

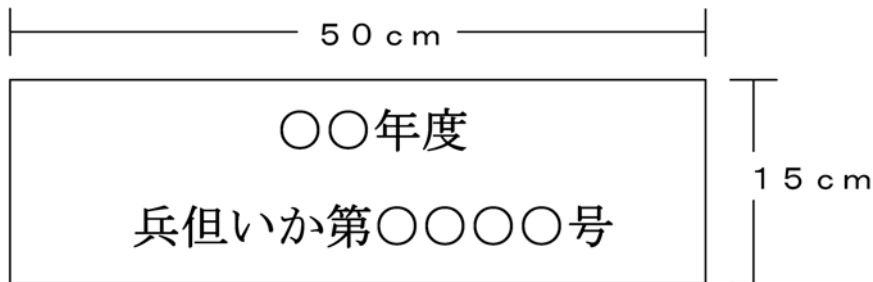
鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者

別表 集魚に使用する光力の制限

適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度
鋸崎から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球 9個 ただし7月1日から9月30日までの間は6個
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個

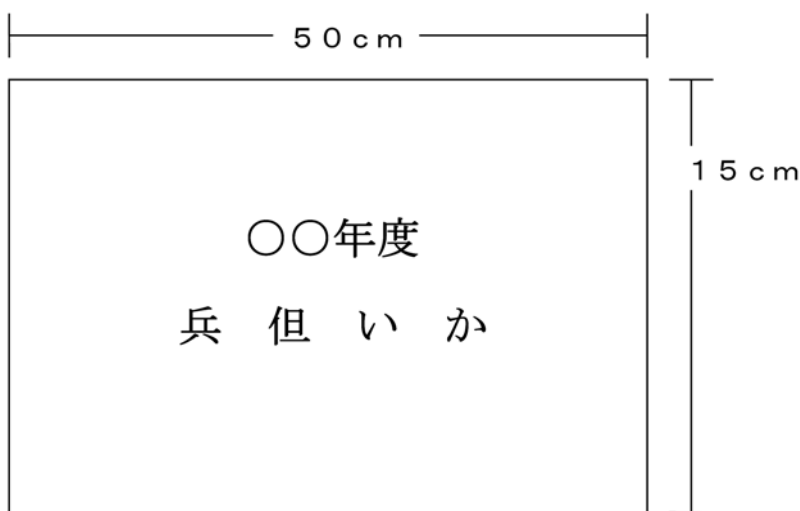
鋸崎から真方位0度の線 (東経134度31.04分の線) 以東の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球	6個
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球	15個
	水深200メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球	18個

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

別記様式第2号



公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月23日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
令和3年度(上半期)用品単価契約【PPC用紙(B4、A3、A4)】
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年3月1日
- 4 落札者の名称及び住所

- 丸楽紙業株式会社 大阪市中央区上町1丁目26番14号
- 5 契約単価（税抜）
    - B 4 1,950円
    - A 3 1,560円
    - A 4 1,300円
  - 6 契約の相手方を決定した手続
    - 一般競争入札
  - 7 入札公告をした日
    - 令和3年1月15日



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
  - 加古郡稲美町岡字路池1802番1から1802番5まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
  - 加古郡稲美町国岡1丁目1番地
  - 稲美町長 古谷 博
- 3 許可年月日及び許可番号
  - 令和2年3月9日
  - 兵庫県指令建指第1-2号（1稲美）

**病院局管理規程**

病院局中播磨及び西播磨地域医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

**兵庫県病院局管理規程第2号**

**病院局中播磨及び西播磨地域医師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程**

病院局中播磨及び西播磨地域医師修学資金貸与規程（平成29年兵庫県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削る。

第3条第2号中「医師免許取得後」を「臨床研修を修了後」に、「指定病院において2年間の臨床研修を行うとともに、同研修に引き続き、」を「医師として」に改める。

第8条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条中第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(i) 被貸与者が大学を卒業した後、引き続き臨床研修病院において2年間の臨床研修を受ける場合、この期間

第9条第1項中「医師免許取得後」を「臨床研修を修了した後」に改め、「（臨床研修を受ける期間を含む。）」を削る。

第10条第1項第4号中「医師免許取得後、指定病院」を「大学を卒業後、引き続き臨床研修病院」に改め、同項第5号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

兵庫県立姫路循環器病センター  
 国立病院機構 姫路医療センター  
 日本赤十字社 姫路赤十字病院  
 社会医療法人 製鉄記念広畑病院  
 赤穂市民病院  
 公立宍粟総合病院

附 則  
 (施行期日等)

- この管理規程は、公布の日から施行する。
- 改正後の病院局中播磨及び西播磨地域医師修学資金貸与規程第2条、第3条、第8条から第10条までの規定は、この管理規程の施行の日以後に修学資金の貸与を受ける者から適用する。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、変更及び取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月23日

兵庫県選挙管理委員会  
 委員長 石 堂 則 本

表たつの市の項中

「

たつの市総合文化会館（アクアホール）	たつの市揖保川町正條354—1
たつの市御津文化センター	たつの市御津町苧屋356—1

」

を

「

たつの市総合文化会館（アクアホール）	たつの市揖保川町正條354—1
--------------------	-----------------

」

に改め、表加東市の項中

「

加東市	滝野文化会館	加東市下滝野1369—1
-----	--------	--------------

」

を

「

加東市	加東市地域交流センター	加東市下滝野1369—1
-----	-------------	--------------

」

に改め、表香美町の項中

「

香美町	香住公民館	香美町香住区香住1545—4
	香美町香住老人福祉センター	香美町香住区香住1281—1

」

香美町立神坂子育て・子育て支援センター	香美町村岡区神坂360—2
---------------------	---------------

を「

香美町	香住公民館	香美町香住区香住1545—4
-----	-------	----------------

に、「

香美町立福岡体育館	香美町村岡区福岡1110—1
香美町立味取体育館	香美町村岡区原14—1
香美町立粗岡子育て・子育て支援センター	香美町村岡区粗岡594

を「

香美町立福岡体育館	香美町村岡区福岡1110—1
-----------	----------------

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、指定及び取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月23日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

表淡路市の項中

一宮体育センター	淡路市多賀227
----------	----------

を「

一宮体育センター	淡路市多賀227
淡路市民交流館	淡路市志筑1600—1

に改め、表宍粟市の項中

市民センター波賀	宍粟市波賀町上野235
センターちくさ	宍粟市千種町千草160

を

「	市民センター波賀	宍粟市波賀町上野235	」
---	----------	-------------	---

に改める。

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第1号

本 庁  
県立高等学校

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月23日

兵庫県教育長 西 上 三 鶴

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する訓令

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則施行細則（昭和39年兵庫県教育長訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中「**印**」を削る。

様式第6号中「印」を削る。

様式第7号中「**印**」を削る。

様式第8号中「**印**」を削り、「とつた」を「とった」に改める。

様式第9号中「**印**」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。